

# 『保護のしおり』

生活保護を申請したい方へ

このしおりは生活保護制度について説明したものです。

わからないことや相談したいことがある方は、市役所3階保護課  
窓口にお越しください。（※なお、電話によるお問合せについても  
可能です。）

「生活保護」の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。

ためらわずにご相談ください。

浦添市福祉事務所

(浦添市役所 福祉健康部 保護課)

浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL 098-876-1262 (内線 3516)

受付時間：午前8：30～12：00 午後1：00～4：00

# 目次

ページ

生活保護とは	1
保護のしくみについて	1
最低生活費について	1
収入について	2
最低生活費と収入の対比	2
生活保護を受けるには	3
生活保護が決まるまでの流れ	5
生活保護の種類	5
医療費について	7
生活保護を受けた場合の権利について	8
生活保護を受けた場合に守っていただくこと	8
注意事項について	9

## 生活保護とは

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護制度は、それぞれの世帯ごとに、国が最低限必要と定めた生活費（最低生活費）を、その世帯の全収入が下回る場合に、その不足する部分が保護費として支給されることとなっています。

従って、この保護費は各種の年金、手当、給料などと異なり、毎月その月に必要な生活費を決定し、これによって足りない部分が保護費として支給されることになります。

## 保護のしくみについて

原則として、保護は世帯を単位として適用します。世帯とは、同じ住居で生計をひとつにしている集まりであり、血族関係や婚姻関係になくても、実態で同一世帯として認定します。なお、住居が別であっても、同一世帯として認定することが、適当と判断する場合があります。

## 最低生活費について

その世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、常に一定のものではありません。

## 収入について

働いて得た収入、年金、手当、保険金、ほかの法律により支給される金銭、  
資産を売ったり貸したりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送りや借金  
なども含んでおり、世帯員全員のこれらを合計したものが世帯収入となります。

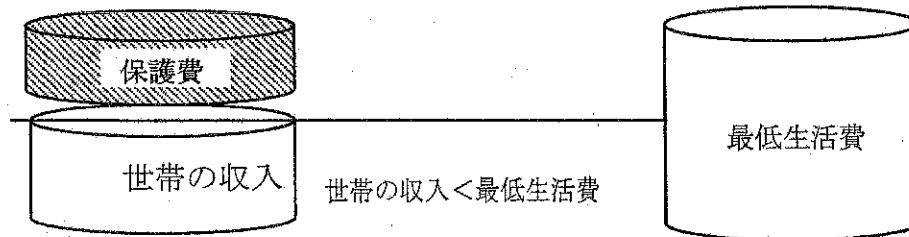
## 最低生活費と収入との対比

保護費は、国が決めた基準（最低生活費）と世帯の収入を比較し、  
下記の例図のように、不足分を補う程度に支払われます。

### (例)

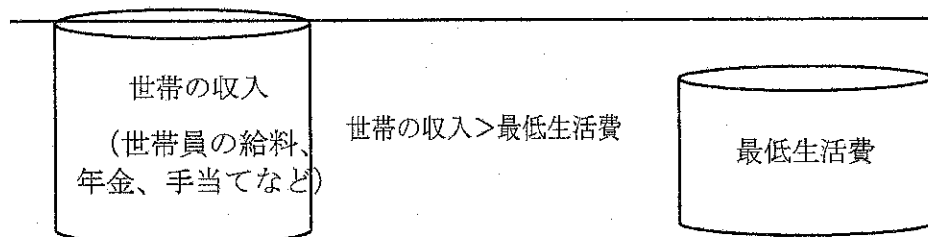
#### 1. 保護が受けられる場合

(収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護費が支給されます)



#### 2. 保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るため、保護費が支給されません)



※しかし、生活に困ったからといって無条件というわけではありません。

その前提要件として自分の資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものを

生活維持のために役立て、それでも国が定めた最低限度の生活ができない場合に

初めて保護が行われます。

## 生活保護を受けるには

### 「資産の活用」

最低生活を営むために直接必要でない土地家屋、貴金属及び債券などは売却処

分等により生活費に充てていただきます。生命保険の解約返戻金も含まれます。

なお、売却処分がすぐにできず、現に最低生活が維持できない場合にはとりあ

えず保護を開始し、売却処分ができた時点でその代金の全部又は一部を返していただきます。

### 「能力の活用」

働く能力があり、適当な職場があるのに、自分の都合で働こうとしない人は

保護を受けられません。一生懸命働いていても家族の生活を支えることができな

い人、老齢、病気などで働けない人が保護の対象となります。

# 「その他あらゆるものの活用」

かくしゆねんきんほう ろうじんふくしほう しんたいしやうがいしゃふくしほう ぼしおよかふふくしほう とくべついりやう  
各種年金法、老人福祉法、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法、特別医療

じよせいじやうれい たぼうりつ しさく りやう ぶぶん さきりやう  
助成条例などの他の法律、施策などが利用できる部分は、これらを先に利用して  
いただくこととなります。



しさん のうりよく た かつやう さいていせいかつ いじ ばあい  
◎資産、能力、その他あらゆるものを活用しても最低生活が維持できない場合に

はじ ほご おこな  
初めて保護が行われます。

ほご う ぜんていようけん  
また、保護を受ける前提要件ではありませんが、

ふようぎむしや ふよう せいかつ ほご ゆうせん  
「扶養義務者の扶養」は生活保護に優先します

ふうふ おやこ きやうだい みんぼう さだ ふようぎむしや えんじよ せいかつ ほご  
夫婦、親子、兄弟など民法に定められている扶養義務者からの援助は生活保護

ゆうせん ふようぎむしや えんじよ こんなん ばあい えんじよ う さいていせいかつ いじ  
に優先します。扶養義務者の援助が困難な場合や援助を受けても最低生活が維持で

とき ほご おこな げんそく ふようちやうさ おこな あきら  
きない時に保護が行われます。原則として扶養調査を行います。明らかに

えんじよ きたい ばあい おおむ さいいじやう こうれいしや ぎやくたい ばあい ねんていど  
援助が期待できない場合（概ね70歳以上の高齢者、虐待がある場合、10年程度

れんらく ばあいとう ふようちやうさ おこな  
連絡がつかない場合等）は扶養調査を行いません。

## 【注意】

きよじやうち ほごしんせい かどうねんれいそう ほごしんせい  
「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、

じどうしや ふどうさん しよぶん ほごしんせい どうりゆう ほごしんせい  
「自動車や不動産を処分しなければ保護申請できない」等の理由によって保護申請  
ができないことはありません。

ほごかいしご じどうしや ふどうさん しよぶんしどう おこな  
(※保護開始後に自動車や不動産の処分指導を行うことはあります)

## 4 せいかつ ほご き生活保護がなが決まるまでの流れ

### ①相談

お住いの地域の福祉事務所に相談し、お困りの内容をご相談ください。



### ②申請

生活保護の申請意思のある方は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。



### ③調査

生活保護の申請をされますと、調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかを審査します。



### ④決定

申請の日から14日以内（遅くとも30日以内）に保護が必要かを決定し、その内容を文書で申請者へお知らせします。

※けつてい ふふく決定にばあい不服がある場合は、けつてい し ひ決定を知った日の翌日からよくじつ3ヵ月以内にけつていない おきなわけんち沖縄県知事に

たい しん せい きゆう おこな対して審査請求を行うことができます。

## 生活保護の種類

生活保護には8種類の扶助があります。世帯の状況や、困窮の度合いに応じて受ける内容（扶助）が決まります。

①生活扶助・・・日常生活に必要な費用（世帯員数に応じてゴミ袋の支給もあります）

②教育扶助・・・義務教育に必要な費用

③住宅扶助・・・住居に必要な費用

④医療扶助・・・治療に必要な費用・通院に必要な交通費（移送費）

⑤介護扶助・・・介護度に応じた介護費用

⑥出産扶助・・・出産に必要な費用

⑦生業扶助・・・高校就学に必要な費用や技能修得などに必要な費用

⑧葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用 ※喪主へ

また、臨時特別な費用に対応するため、被服費（紙おむつ等）、家具什器費（冷房器具等）、移送費（引っ越し費用等）などの一時扶助があります。ただし、一時扶助には要件がありますので、事前に担当者へ相談してください。

## 医療費について

○ 「保留願い」の文書は、あくまで、病院に生活保護が開始になるまで、医療費の請求を待ってもらおうようお願いする文書です。病院によっては受診させてくれない場合や、医療費を受診時に自己負担させ、生活保護が決定したら返金するといった場合もあります。この文書を出せば、必ず無料で受診できるわけではありませんのでご注意ください。

○ 生活保護法指定医療機関以外の病院を受診した場合は、全額自己負担になります。「保留願い」は発行できません。

受診前に、ご自身で、生活保護法の指定医療機関か病院へ確認してください。

○ 「保留願い」の文書は、病院ごとに発行されます。発行してもらった「保留願い」の文書とは別の病院に行くときは、その病院用の「保留願い」の文書を保護課で発行してもらい、受診してください。

○ やむを得ない理由により「保留願い」の文書を持たずに病院を受診したときは、後日、保護課で「保留願い」の文書を発行してもらい、病院に提出してください。（病院には、受診時に生活保護の申請中であることを伝えてください）。

○ 「保留願い」の文書を使用しなかった場合は、保護課に返却してください。

○生活保護申請後、病院受診時は、自立支援医療・難病医療・こども医療・母子

父子医療・重度心身障害者医療等の受給者証は使用せず、支払いを保留にできる

か医療機関へ相談してください。

生活保護を受けた場合、次の権利が保障されます。

○正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。

○保護費に税金がかけられたり、差し押さえられることはありません。

生活保護を受けた場合、次の事項について守っていただくようお願いします。

○世帯の状況に変更がある場合は報告してください。

(世帯員の人数に増減があった場合、入退院した場合、転居する場合等)

○収入に変更がある場合は申告してください。

(年金、各種手当、親族からの援助金、高校生のアルバイト収入等)

※金額の多少に関わらず必ず収入は全額申告が必要です。

○働ける方は、能力に応じて働いてください。

○病気の方は、医師の指示に従い、1日も早く病気を治すように努めてください。

○仕事と病気治療が両立できる方は、無理のないように働いてください。

○年金や手当等、他の法律や制度を活用できる場合は、活用してください。

○資産のうち、保有が認められないものは処分してください。

○自動車、125ccを超えるバイクの保有・使用・借用は、原則として認めら

れません。ただし、勤務先で運転する必要がある場合や、障がいのある方につい

ては認められることもあります。125cc以下のバイク及び原動機付自転車につ

いては、一定の要件を満たせば保有・使用が認められる場合もあります。

○金銭の貸付を受けるには、福祉事務所の事前の承認が必要です。

○計画的な生活に努め、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。

## 【 注意 】

○保護の目的(自立等)達成の為に福祉事務所(ケースワーカー)の指導や指示に従  
う義務があります。

○世帯状況の変更届出や、収入の申告が遅れた場合、生活保護費の不足分や

払い過ぎが生じることがあります。払い過ぎた分については、返還して貰うこ  
ともあります。

○働けるのに働く努力を怠る等、保護の要件を欠く場合には、指導・指示を行

うこととなります。指導・指示に従わない場合は、生活保護が停止又は廃止にな  
ることもあります。

※受理された申請書及び添付書類は返却できません。

